

令和2年第3回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月26日（木）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 西彼保健福祉センター 研修室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員（17人）

| | | | | | | | | | |
|-----|------|-------|------|-------|------|-------|--|--|--|
| 会 長 | 1 番 | 岩崎信一郎 | | | | | | | |
| 委 員 | 3 番 | 白石 幸憲 | 4 番 | 山崎 友好 | 5 番 | 松崎 常俊 | | | |
| | 6 番 | 志田 邦彦 | 7 番 | 岸本 六郎 | 8 番 | 知念 近海 | | | |
| | 10 番 | 大串 康明 | 11 番 | 岡 修治 | 12 番 | 松尾 均 | | | |
| | 13 番 | 福田 務 | 14 番 | 田中 初治 | 15 番 | 朝長 久夫 | | | |
| | 16 番 | 辻尾 政幸 | 17 番 | 山下 裕史 | 18 番 | 水嶋 政明 | | | |
| | 19 番 | 三枝 政人 | | | | | | | |
5. 欠席委員（1人）

| | | |
|--|-----|-------|
| | 2 番 | 太田 尚臣 |
|--|-----|-------|
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第16号 非農地通知の対象とすることの決定について
報告事項 転用許可不要案件届出について
農地改良等届に係る工期の延長届けについて
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春
8. 会議の概要
事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第3回総会を開会いたします。出席委員は在任委員18名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長　　これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長　　今回の議事録署名委員は、18 番：水嶋委員、19 番：三枝委員にお願いいたします。

議 長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 2 頁となります。説明に入ります。物件は西海町太田和郷字平似田の畑・計 1 筆・431 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、自作地の前にある申請地について譲渡の申し入れを行ない同意にいたったので、農地法第 3 条の申請手続きを行なうとなっています。権利種別は「所有権移転・売買」となっています。自作地の前に位置する土地で、積極的な作付けが行なわれていなかった申請地について、譲渡について申し入れを行なったところ同意にいたったことから今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 3 頁から 7 頁までで、3 頁に位置図、4 頁に付近状況図、5 頁に現況写真、6 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から車で約 5 分という状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長　　それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番　　1 番について、先日譲り受け人と現地を確認しました。7 ページの航空写真を見てください。道の反対側のタイバックが張ってあるところも譲り受け人の土地です。対象地は何年も保全管理の状態でしたが、

仕事が定年になるので、農地を広くしたいとのことです。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今議案第 12 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に 2 番と 3 番について説明をお願いします。

事務局 　　「2 番」と「3 番」を説明いたします。資料は 8、9 頁となります。
説明に入ります。物件は西海町横瀬郷字大根原、ハセ溜、串下、下早
稲田平の田と畑・計 5 筆・4,431 m²の申請と、西海町丹納郷字岩添、
横瀬郷字ハセ溜畑・計 2 筆・4,111 m²の申請となっています。申請地
の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項
は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、権利
移転が未実施で、登記名義人が故人となっていた。相続手続きにより
譲り渡し人名義となったため、権利移転を行なうため農地法第 3 条に
よる申請手続き行なうものとなっています。権利種別は「所有権移転・
贈与」となっています。故人の債権整理の際に、土地を譲渡すること
になっていたが登記手続きが行われていなかった。今回譲り渡し人へ
の相続登記が完了したことから、所有権移転を行なうため農地法第 3
条の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2
号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてははすべて非該当となってい
ます。関係資料は 10 頁から 24 頁までで、共通事項で 10 頁に位置図、
11 頁・12 頁に付近状況図を添付しています。3 条 2 関係で、13 頁と
14 頁に現況写真、15 頁から 18 頁に字図を添付しています。黄色に塗
られているところが申請地です。3 条 3 関係で、19 頁に現況写真、20
頁と 21 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請
地です。また共通事項で 22 頁から 24 頁に航空写真を添付しています。
赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地はそれぞれ譲り受け人の自

宅から約1km以内のところにあり、車で5分以内という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

16番 2番と3番について、今事務局から説明があったように、権利移転が未実施でした。以前から、譲り受け人が管理をしており問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ただ今議案第12号の2番と3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番と3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に4番について説明をお願いします。

事務局 「4番」を説明いたします。資料は25頁となります。説明に入ります。物件は西海町中浦北郷字松山の畑・計1筆・243㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、許可後、直ちに売買により所有権移転を行なう。となっています。権利種別は「所有権移転・売買」となっています。譲り受け人の自宅から10mの申請地について、長崎市に居住する譲り渡し人が財産処分を検討し、譲り受け人の自宅の隣地で有利性が高いため、双方の合意が整い今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は26頁から30頁までで、26頁に位置図、27頁に付近状況図、28頁に現況写真、29頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。30頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅のすぐ横にあり、徒歩で

約1分以内という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5番 4番について、1番委員と地区担当の推進委員と一緒に現地を見に行きました。譲り受け人は、高齢ですが非常に元気な方です。対象地は、譲り受け人が耕作を始めてから相当な期間が経っており、譲り渡し人もそこに自分の土地があることすら知らなかったそうです。まだまだ元気ですので、大丈夫と思います。よろしくお願いします。

議長 ただ今議案第12号の4番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は31頁になります。物件の所在は、西海町川内郷字黒岩の畑、計1筆525㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「送電鉄塔補修工事の駐車場用地」で「送電鉄塔の経年劣化に伴う補修工事のための駐車場用地として使用する。権利種別は「土地転貸借契約」となっています。本申請地は社会福祉法人と賃貸人との間で貸借権の設定が行なわれており、一時転用により転貸借が発生するものです。転用許可不要案件届出に該当しないことから今回の申請手続きとなっています。農地復元計画書、社会福祉法人からの同意書の提出もあっています。申請地にゴムマット111枚を敷設し送電鉄塔の経年劣化補修工事の際に普通車、2tトラック、4

tトラック、ユンボなど10台相当の工事関係車両の駐車場用地を予定しています。添付資料は、32頁から38頁までで、32頁に位置図、33頁に付近状況図、34頁に現況写真、35頁に字図、36頁に航空写真を添付しています。37頁に被害防除計画書、38頁に駐車場利用計画図を添付しています。37頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置、被害の発生の恐れがない理由として畑に工作物を設置する場合は、土木シートを敷設した上に工作物を設置し辺地時に工作物を完全に撤去する。工作物撤去時は金属探知機等により残地物がないか入念に確認し被害防除措置に努める。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、駐車場整備についてはゴムマットの敷設のみであり、日照・通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水は、くみ取りとなっています。工期は許可日から令和3年3月31日を予定しています。農地区分について、農用地区域内の農用地となっています。農地法第5条の一時転用となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

14番 1番について、対象地は老人ホームを作るときに整地をしてその辺一帯を借りているのですが、その一部になります。鉄塔の補修工事の際には、大型車が何台も行き来するでしょうし、農道として拡張してあるんですけど、余り広くありません。作業するための駐車場として使用するとのことですので、やむを得ないのかなと思っています。以上です。

議 長 ただ今議案第13号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、許可相当といたします。

議 長 次に 2 番について説明をお願いします。

事務局 「2 番」を説明いたします。資料は 39 頁になります。土地の所在が西海町木場郷字木場の畑・計 1 筆・679 m²で利用状況は不作付けとなっています。申請地の地番・地目・地籍・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「店舗の展示場」と「自動車販売の展示場として利用」なっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。自動車販売の展示場として 11 台分確保を予定しています。添付資料は、40 頁から 46 頁までで、40 に位置図、41 頁に付近状況図、42 頁に現況写真、43 頁に字図、44 頁に航空写真を添付しています。45 頁に被害防除計画書、46 頁に土地利用計画図を添付しています。45 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容または被害の恐れがない理由として、整地のみの工事につき、敷地内で対応する。周辺に土砂が流出しないようにするので、被害の恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害の恐れがない理由として、特に構築物を設けないため、周辺への日照・通風・耕作等に被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。工期は許可日から 2 ヶ月間を予定しています。申請地は通路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

4 番 2 番について、先日地区担当の推進委員と現地を確認に行きました。譲り渡し人と譲り受け人は友達で、造船所で働いているそうです。航空写真を見てもらえばわかるように、■■■■番地に建物があります。もう傾いてしまっていて、譲り渡し人から頼まれて、譲り受け人が解体したそうです。ここに車庫を建てたいと相談したら、贈与するからと話が決まったそうです。排水も、敷地の後ろに側溝があって、そのまま利用できるのも、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 13 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ござい

ませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、許可相当といたします。

議 長

次に 3 番について説明をお願いします。

事務局

「3 番」を説明いたします。資料は 47 頁になります。ここで資料の修正をお願いします。土地の所在が西海町水浦郷字黒石としていますが字馬石となります。修正をお願いします。土地の所在が西海町水浦郷字馬石の畑・計 1 筆・365 m²で利用状況は不作付けとなっています。申請地の地番・地目・地籍・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「住宅」と「貸家に居住中で子供たちも成長し手狭になってきた為、申請地に住宅を建築する」なっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造ガルバニウム鋼板葺き平家建ての住宅建築を予定しています。添付資料は、48 頁から 56 頁までで、48 に位置図、49 頁に付近状況図、50 頁に現況写真、51 頁に字図、52 頁に航空写真を添付しています。53 頁に被害防除計画書、54 頁に土地利用計画図、55 頁に平面図、56 頁に立面図を添付しています。53 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う最高 0.7m、最低 0.1 m。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の恐れがない理由として、最低限の整地のみ行い大規模な造成は行いません。必要に応じ土留め工事を行います。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 4.6m 程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さを加減 4.6m とする為、周囲への日照、通風、耕作等影響を及ぼすことはないと思われるので何ら問題ありません。排水計画ですが、雨水は水路放流。溜枡、汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は許可日から令和 2 年 7 月 31 日を予定しています。申請地は通路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

1 4 番

3 番について、昨日譲り渡し人と現地を確認しました。譲り渡し人は譲り受け人のおじさんになるそうです。51 ページを見てください。

隣の家は譲り渡し人の弟さんになられる方です。譲り受け人は、親の近くに一緒に住みたいということで、ここに家をつくりたいということでした。分筆とかしていませんし、親と隣接した土地でいいところですよ。それでおじさんから譲り受けるとのことでしたので、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただ今議案第 13 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、許可相当といたします。

議 長 　　次に 4 番について説明をお願いします。

事務局 　　「4 番」を説明いたします。資料は 57 頁になります。土地の所在が西海町川内郷字濱の畑・計 5 筆・528 m²で利用状況は普通畑となっています。申請地の地番・地目・地籍・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「貸駐車場」「地区内に駐車場が不足しているため露天駐車場を新設するため」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。申請地内に 16 台分の貸駐車場確保を予定しています。添付資料は、58 頁から 65 頁までで、58 に位置図、59 頁に付近状況図、60 頁 61 頁に現況写真、62 頁に字図、63 頁に航空写真を添付しています。64 頁に被害防除計画書、65 頁に土地利用計画平面図を添付しています。64 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置、被害発生の恐れがない理由としてコンクリート側溝を設置し隣地への雨水被害防除措置をして被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、理由として、周辺農地がないため問題は生じない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。工期は令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日を予定しています。申請地は国道や宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務

局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 4 番 4 番について、譲り渡し人は警察署の元署長さんです。この人は長崎に住んでいて、昨年、家と周りの畑を一緒に売りたいと相談がありました。買い手の方は法人の役員です。1 年ぐらい前から売買の話がずっと行われていて、最終的にはここをお客さんと従業員の駐車場にしたいということです。店舗のための駐車場として利用したいとのことで、やむを得ないかなと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 13 号の 4 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 4 番については、許可相当といたします。

議 長 次に 5 番について説明をお願いします。

事務局 「5 番」を説明いたします。資料は 66 頁になります。土地の所在が大瀬戸町雪浦上郷字下潟田の田・計 1 筆・1,982 m²で利用状況は水田となっています。申請地の地番・地目・地籍・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「通所リハビリテーション施設」「西海市における以良事業推進のため、新たに通所リハビリ施設を建設するため申請致します」となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造平家建ての通所リハビリテーション施設 1 棟と 22 台分の駐車場確保を予定しています。添付資料は、67 頁から 74 頁までで、67 に位置図、68 頁に付近状況図、69 頁に現況写真、70 頁に字図、71 頁に航空写真を添付しています。72 頁に被害防除計画書、73 頁に土地利用計画図・平面図、74 頁に立面図を添付しています。72 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 1.8m、最低 0.5m。被害防除措置として擁壁を設ける。被害防除措置の内容または被害の

恐れがない理由として、コンクリート擁壁を設置し隣地への土壌崩落防止措置をして被害発生を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ 8.22m 程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建周辺農地とは段差があり、屋根の傾斜・高さを抑える物の高さを抑えることにより、日照・通風等特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日を予定しています。申請地は圃場整備地区内の優良農地で市道や宅地や田に囲まれ手いいます。病院 30m、小学校から 400m 以内にあり、幅員 7 m の道路に 2 管接続した第 3 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 5 番について、この件は、令和元年 8 月 26 日の第 8 回総会で、西海農業振興地域整備計画の変更について審議されて承認されております。申請地の造成計画ですが、さっき事務局の説明にあったように盛り土を行って擁壁を設けるということで、土砂の流出を防止します。汚水処理や生活雑排水は近くにある汚水処理場に流れて行きます。この土地に隣接する水田所有者や地域の住民からも、建設に当たっての反対意見とか、苦情は今のところ耳に入っていないと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 13 号の 5 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 5 番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 資料の 75 頁をお願いします。議案第 14 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

76 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回合意解約関係 17 筆 22,757 ㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）6 筆 5,295 ㎡が計上されています。

77 頁 78 頁は利用集積の合意解約関係の内訳で、移譲手続きによる合意解約分 16 筆 20,989 ㎡と使用貸借を解約し中間管理機構借に移行するもの 1 筆 1,858 ㎡の合意解約分が計上されています。79 頁は県公社借入分で 4 者から賃貸借する 6 筆 5,295 ㎡について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、議案第 14 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 14 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議長 次に議案第 15 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 80 頁をお願いします。議案第 15 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 81 頁から 85 頁です。先ほど 79 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 6 筆に対して、県農業振興公社から「2 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 5 筆と「10 年」のもの 1 筆の計 6 筆分について配分を行う各筆明細となっています。

1 番から 5 番の 5 筆は佐世保市広田町の担い手の方に対し、6 番の 1 筆は西彼町小迎郷の法人の担い手の方に対しそれぞれ配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。82 頁 83 頁に利用配分の合意解約分 17 筆分の明細、84 頁 85 頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

1 1 番 1 番から 5 番の借手の方は、昨年も西彼町の平山郷の荒廃農地を開拓して、ミカンとかカボチャとか野菜を作っておられる方です。今回は、大串地区のほうにもイノシシが来ないいい土地があったということで、少しユンボを入れてブロッコリーとか作りたいということで、話を聞いています。遊休農地の解消のためにも、そういう頑張り屋さんに来てくれるのは非常にいいことだと思います。よろしくお願いします。

1 7 番 6 番の、借手の法人は、もうたびたび出ておりますように、農協の下部組織で後継者の育成とか、荒れ地を解消したりしている会社です。今後、ブロッコリーやいちごハウスの建設を予定しているそうです。今年 2 人の新規就農があり、来年もまた 2 人を研修生として受け入れるとのことでした。後継者育成にも協力的で、どんどんこういうことをやっていただけばと思っています。以上です。

議 長 ただ今、議案第 15 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 15 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 16 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通

常分を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料 86 頁をお願いします。議案第 16 号非農地通知の対象とすることの決定についてを説明いたします。

今回は通常分 2 件・7 筆・5,292 m²と別冊の同意書分 96 件・421 筆・301,418.12 m²、計 98 件、428 筆 306,710.12 m²について、審議を頂きたいと思います。

説明に入ります。資料 86 頁の通常分について、物件 1 番から 6 番の 6 筆は大瀬戸町雪浦下釜郷、雪浦奥浦郷の物件で、資料は 87 頁から 95 頁です。申請者は東彼杵郡川棚町にお住まいの方で大瀬戸町雪浦下釜郷に縁のある方です。87 頁に位置図、88 頁と 89 頁に付近近況図、90 頁と 91 頁に対象地の現況写真、92 頁・93 頁に字図、94 頁・95 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。申請地 1 番は筆界未定地で筆界内にある物件の地目は山林で申請地も現況課税は山林となっている状況です。

物件 7 番の 1 筆は西彼町鳥加郷の物件で、資料は 96 頁から 100 頁です。申請者は大島町にお住まいの方で、西彼町鳥加郷出身の方です。96 頁に位置図、97 頁に付近近況図、98 頁に対象地の現況写真、99 頁に字図、100 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

3 番

1 番から 6 番の土地所有者の方は雪浦出身で、現在は川棚のほうに住んでいます。高齢で、もう後継者もないということです。将来的に、畑の耕作は出来なくなるのではと思っています。昨日、地区担当の推進委員さんと現場確認に行ってきました。申請地の 1 番から 5 番は、もう大きい木が茂っていて山林化しており、畑に戻すには無理な状態と思いました。それから 6 番ですが、トゲのあるばらの仲間の雑草が群生していました。周りの農地も群生していて、もうどうにもならないと思って見て来ました。両方とも非農地にしても問題はないと

思います。以上です。

1 1 番 7番について、写真で見てわかるとおり、現場に行ってみて見た感じでは、昔どこまでが畑だったのかわからないような状態でありました。非農地としても問題ないと思います。以上です。

議 長 ただ今、議案第 16 号の 1 番から 7 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 16 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番から 7 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第 16 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。
本案は、15 番委員自身が関係する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料の別冊をご覧ください。議案第 16 号非農地通知の対象とすることの決定について「同意書分」について、資料 2 頁から 121 頁をお願いします。今回、申請者の方は 96 件、4213 筆、301, 418.12 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の農地利用状況調査において B 分類と判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。

平成 26 年度の法改正により、市町村からの依頼を受けることなく、総会において農地・非農地の判断ができるようになりました。判断の前に所有者等へ判断する旨の通知、現況確認が必要であったがこれらの手続きも省略された経過があります。これにより、農業委員会は利用状況調査及び荒廃農地調査により B 分類と判定した農地について、再度の現地確認を要することなく総会に諮り農地・非農地判断を行なうとなっているところです。留意点として、農地・非農地の判断につ

いては相続税・贈与税納税猶予、農業者年金、土地改良賦課金等にも影響を及ぼすことから総会等で判断する前に、対象地に関する情報を確認することが望ましいとされています。このような背景から現地確認に係る添付資料については航空写真により対応をさせていただいております。

説明に入ります。物件1番から416番の416筆は大瀬戸町の物件で、資料は24頁から118頁までです。申請者は大瀬戸町・西海町・西彼町にお住まいの方々と、95件416筆の300, 303.12㎡となっています。

24頁から29頁に航空写真配置図、30頁から118頁に対象地の航空写真を添付しています。申請対象地の番号と地図等の「大瀬戸何番」例えば2頁の「1番」、「大瀬戸1」と、25頁の非農地大瀬戸町多以良、瀬戸の航空写真配置図の「赤枠1」と30頁「大瀬戸町多以良内1」の航空写真の中の「No.1」と「番号」は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「大瀬戸1」は航空写真のタイトルと連動しています。対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な写真番号で対応している状況です。平成30年度の利用状況調査で「B分類」と判断された農地を対象に一覧表を作成し、所有者に通知を行い、今回返信された分のうち、非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化及び山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

資料の22頁から23頁の物件417番から421番の5筆は大島町の物件で資料は119頁から121頁までです。申請者は大島町にお住まいの方々と1件・5筆の1,115㎡となっています。119頁に航空写真配置図、120頁・121頁に対象地の航空写真を添付しています。

22頁の番号417番の地図等「大島町1」と119頁の航空写真配置図の赤枠1と120頁の航空写真No.417番は連動しております。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分421筆301, 418.12㎡について審議をお願いします。当月分の累計として23頁の下段に計428筆306,710.12㎡と表示をしています。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、議案第16号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から421番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 16 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 421 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

ここで 15 番委員の入室・着席をお願いします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。

議 長 次に報告事項に入ります。

農地転用許可不要案件届出の一つ目について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は 122 頁をお願いします。令和 2 年 3 月受付農地転用不要許可案件届出について説明をいたします。西海町川内郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は電線張替え工事用地で、送電鉄塔の経年劣化に伴う補修工事のため工事用地として使用する。今回転用する農地は施行上必要な工事用地として一時借用し使用するものです。となっています。申請地は西海町川内郷 2 箇所 の 物件 で 地 番 ・ 地 目 ・ 面 積 は 議 案 書 記 載 の と お り で す 。 申 請 者 は 法 人 と な り ま す 。 2 名 の 土 地 保 有 者 の 方 か ら 一 時 借 用 し 電 線 及 び 地 線 の 張 替 え 工 事 を 行 う と い う も の で す 。 工 期 は 令 和 2 年 4 月 1 日 から 令 和 3 年 3 月 31 日 を 予 定 し て お り 、 工 事 完 了 後 は 原 型 復 旧 す る と な っ て い ま す 。 関 係 資 料 は 123 頁 から 129 頁 ま で で 、 123 頁 に 位 置 図 、 124 頁 に 付 近 近 況 図 、 125 頁 に 現 況 写 真 、 126 頁 に 字 図 、 127 頁 に 航 空 写 真 、 128 頁 に 被 害 防 除 計 画 書 、 129 頁 に 土 地 利 用 計 画 図 を 添 付 し て い ま す 。 128 頁 に 戻 り 、 申 請 地 の 造 成 計 画 内 容 で す が 、 現 状 の ま ま 利 用 す る 。 被 害 防 除 措 置 、 被 害 の 発 生 の 恐 れ が ない 理 由 と し て 、 畑 に 工 作 物 を 設 置 す る 場 合 は 、 土 木 シ ー ト を 敷 設 し た 上 に 工 作 物 を 設 置 し 辺 地 時 に 工 作 物 を 完 全 に 撤 去 す る 。 工 作 物 撤 去 時 は 金 属 探 知 機 等 に よ り 残 地 物 が ない か 入 念 に 確 認 し 被 害 防 除 措 置 に 努 め る 。 近 傍 農 地 の 日 照 、 通 風 、 耕 作 等 に 著 し い 影 響 を お よ ぼ す 恐 れ を 生 じ さ せ ない た め の 措 置 、 被 害 防 除 措 置 の 内 容 又 は 被 害 の 恐 れ が ない 理 由 と し て 、 運 搬 路 の 設 置 に つ い て は 土 木 シ ー ト の 敷 設 の み で あり 日 照 ・ 通 風 、 耕 作 等 に 著 し い

影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。工期は令和2年4月1日から令和3年3月31日を予定しています。農地区分について、農用地区域内の農用地となっています。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、農地転用許可不要案件届出の一つ目について説明がありました。

　皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議長 　次に、農地転用許可不要案件届出の二つ目について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは資料の130ページをお願いします。令和2年3月の農地転用許可不要案件届出になりますが、西彼町小迎郷における排水溝の設置の分となります。申請地は西彼町小迎郷字瀬戸坊頭の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。畑137㎡うち36㎡を敷地として、耕作地へ雨水流れ込み防止のため、22mの側溝を設置する内容となっています。

　関係資料は131頁から137頁までで、131頁に位置図、132頁に付近近況図、133頁に現況写真、134頁に字図、135頁に航空写真を添付しています。136頁に被害防除計画書、137頁に土地利用計画図、断面図を添付しています。136頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として、土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、自己所有地内での対応であるため周囲に被害を及ぼす恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、側溝を設置するための工事であるため周囲の日照・通風・耕作に影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、農地転用許可不要案件届出の二つ目について説明がありました。

　皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長 次に、農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は 138 頁ページをお願いします。令和 2 年 3 月受付農地改良届出に係る工期の延長届について説明をいたします。「1 番」の工事期間の変更となっています。申請地は登記地目が「畑」となっています。利用状況は荒地となっており、平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの工事期間の届出について令和 5 年 3 月 31 日まで 3 年間工期を延長するというものです。ぶどう栽培の規模拡大のため埋立て等の工事を実施してきましたが、まだ土砂搬入量が不足しており、埋立て完了まで 86%の進捗率のため埋立て等の工事を継続し、より優良な農地に仕上げたいので工期期間の延長を届出たい。というものです。

申請地は所在が西彼町小迎郷字丸尾の 2 筆、地目・畑、地積計・9,316 m²の工期延長の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は 139 頁から 145 頁まで、139 頁に位置図、140 頁に付近近況図、141 頁に現況写真、142 頁に字図、143 頁に航空写真、144 頁に平面図、145 頁に縦断図を断面図を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、改良届に係る工期の延長届について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長 以上で審議は全て終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
次回総会は
日時 令和 2 年 4 月 27 日(月) 午後 2 時から
場所 大瀬戸コミュニティーセンター
これをもちまして西海市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和2年3月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人